

茨城県性暴力の根絶を目指す条例の一部を改正する条例

茨城県性暴力の根絶を目指す条例（令和4年茨城県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「から第181条まで」を「の罪、同法第177条の罪、同法第179条から第182条まで」に改め、同号ウ中「及び第7条」を「から第8条まで」に改め、同号中カをキとし、オの次に次のように加える。

カ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）第2条から第6条までの罪

第2条第2号に次のように加える。

ク 茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）第46条第1項及び第2項の罪（同条例第35条の規定の違反に係るものに限る。）並びに同条例第46条第5項第9号の罪

第6条第3項中「性暴力をした者」を「性暴力を行った者」に改める。

第7条第1項中「性犯罪を犯した者」を「性犯罪をした者」に、「犯す」を「する」に改める。

第8条第1項中「性犯罪を行った者」を「性犯罪をした者」に、「第2条第2号アからエまで及びカ」を「次」に改め、「（同号ウに掲げる罪にあつては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条第4項の罪に限る。）」を削り、「次に掲げる」を「氏名、住居の所在地、性別、生年月日、連絡先、届出に係る罪名、刑期の満了した日その他規則で定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 刑法第176条の罪、同法第177条の罪、同法第179条から第182条までの罪、同法第225条の罪（わいせつの目的である場合に限る。）、同法第228条の罪（同法第225条の罪に係るものに限る。）、同法第230条第1項及び第231条の罪（その犯罪事実が第2条第1号に該当するものに限る。）、同法第241条第1項及び第3項の罪並びに同法第243条の罪（同法第241条第3項の罪に係るものに限る。）
- (2) 児童福祉法第60条第1項の罪
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第4条及び第7条第4項の罪
- (4) 盗犯等の防止及び処分に関する法律第4条の罪（刑法第241条第1項の罪に係るものに限る。）
- (5) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条第1項及び第2項の罪
- (6) 茨城県迷惑行為防止条例第9条の罪（同条例第2条の規定の違反に係るものに限る。）
- (7) 茨城県青少年の健全育成等に関する条例第46条第1項及び第2項の罪（同条例第35条の規定の違反に係るものに限る。）

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 県は、身近に起こり得る性暴力は決して許されない卑劣な行為であり、これを根絶することが、県民誰もが安心安全な生活を営むことができる社会の実現のために極めて重要であることに鑑み、性暴力の根絶に向けた対策強化月間を設定し、各種イベントを通して、家庭、学校、行政機関、事業所等県民総ぐるみの取組を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 医療機関は、性暴力を行った者が受診したときは、当該者に対し、適切な治療及び医学的又は心理学的な支援を行うよう努めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の茨城県性暴力の根絶を目指す条例第8条第1項の規定は、同項に規定する刑の執行を終わった日がこの条例の施行の日以後である者について適用する。

(検討)

3 県は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。